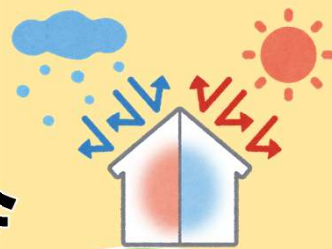


令和8年度 上尾市 住宅断熱改修奨励金



申請期間

令和8年 5/1 (金) ~ 令和9年 3/31 (水)

受付時間：平日 8:30から17:00まで

※ 必着

交付上限

10万円

対象者

- ・上尾市内に住所を有し、かつ居住している者
- ・市税(市民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税及び軽自動車税)を滞納していない者

交付要件

- ・令和8年4月1日以降に住宅断熱改修工事を実施し、令和9年3月31日までに申請手続きが完了すること
- ・国の住宅省エネ2026キャンペーンに登録されている製品を使用すること
- ・実際に居住する住宅に住宅断熱改修工事を実施すること
- ・交付対象となる工事を自らの費用により実施すること

交付対象 ※1世帯1棟1回まで申請可能

断熱改修の種類	開口部のサイズ/対象工事	交付額
開口部の断熱 ・ガラスの交換 ・内窓の設置 ・外窓の交換 ・ドアの交換 熱貫流率1.9W/(m ² ・K)以下	特大 (4.0m ² 以上)	25,000円/箇所
	大 (2.8m ² 以上4.0m ² 未満)	17,000円/箇所
	中 (1.6m ² 以上2.8m ² 未満)	11,000円/箇所
	小 (0.2m ² 以上1.6m ² 未満)	7,000円/箇所
躯体の断熱	壁、床、屋根・天井の断熱改修	1,600円/m ²

※100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。

申請の流れ

※**先着順**で受付をします。予算がなくなり次第終了です。 ※残額は市ホームページで確認できます

① 工事施工後に 申請

環境政策課ゼロカーボン推進室の窓口
に直接 または 郵送で申請してください。

② 交付決定通知書 を送付

申請書受理から3~4週間で、書類を
ご自宅に送付します。

③ 奨励金振込

交付決定後3~4週間で、指定された
口座に振り込みます。
振込通知は行わないため、通帳を記帳
するなどしてご確認ください。

必要書類

申請に必要な書類 ※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

共通	<input type="checkbox"/> 上尾市住宅断熱改修奨励金交付申請書兼請求書
	<input type="checkbox"/> 工事請負契約書の写し
	<input type="checkbox"/> 工事の内訳が分かる書類の写し
	<input type="checkbox"/> 領収書の写し
	<input type="checkbox"/> 施工前の写真 ※施工箇所全て
	<input type="checkbox"/> 施工後の写真 ※施工箇所全て
	<input type="checkbox"/> 製品の性能を証明する書類
	<input type="checkbox"/> 断熱改修奨励金計算書 ※市ホームページに掲載するものを利用して下さい。
躯体	<input type="checkbox"/> 施工中の写真 ※施工箇所全て
	<input type="checkbox"/> 対象箇所の施工図面 ※施工箇所の寸法が記載されているもの。

【代理申請の場合】

- ▶「委任状」（同居家族以外の代行申請の場合）
- ▶「名刺」（業者による代行申請の場合）

注意事項

- ① 中古住宅等を購入し、改修した場合は必ず**転居後**に申請をしてください。
- ② 先着順で受付をします。
- ③ 申請期間中でも、申請額が予算に達した時点で受付を終了します。
- ④ 申請書類に不備があった場合、お預かりや仮予約等を行っておりません。
- ⑤ 郵送による申請は申請書類に不備があった場合、返送いたします。
- ⑥ 本奨励金は予告なく変更する場合があります。



※ここに記載した内容は概要です。詳細は市ホームページをご覧ください。

問い合わせ窓口

上尾市役所 環境政策課ゼロカーボン推進室
〒362-8501 埼玉県上尾市本町三丁目1番1号

TEL: 048-775-7308

e-mail: s258000@city.ageo.lg.jp

